

別紙

令和7年度 通学許可区域

| 市(郡) | 通 学 許 可 区 域 | 〔令和6年9月現在の 校区で示しています。〕 |
|------|-----------------------|--|
| 広島市 | 中 区 | 全ての小学校区 |
| | 東 区 | 福木, 上温品, 戸坂城山, 東淨小学校区を除く全ての小学校区 |
| | 南 区 | 似島小学校区を除く全ての小学校区 |
| | 西 区 | 己斐東, 山田, 鈴が峰, 井口, 井口明神, 己斐上, 井口台小学校区を除く全ての小学校区 |
| | 安佐南区 | 中筋, 古市, 祇園, 長束, 原, 原南, 東野小学校区 |
| | 安芸区 | 瀬野, 中野東, 畑賀, 阿戸, みどり坂小学校区を除く全ての小学校区 |
| 安芸郡 | 府中町, 海田町, 坂町内の全ての小学校区 | |

注 意

- 本校では通学上の安全確保のため、通学許可区域を決めています。したがって上記の通学許可区域に、現に居住している方、または令和7年4月1日までに居住する方以外の願書受付はお断りします。
- 上記通学許可区域は、卒業時まで遵守していただきます。

卒業時までに、通学許可区域外から通学していることが判明した場合には、速やかに転校していただきます。
- 通学方法は、徒歩または、公共の交通機関の利用に限ります。自家用車、タクシーでの通学は認めません。